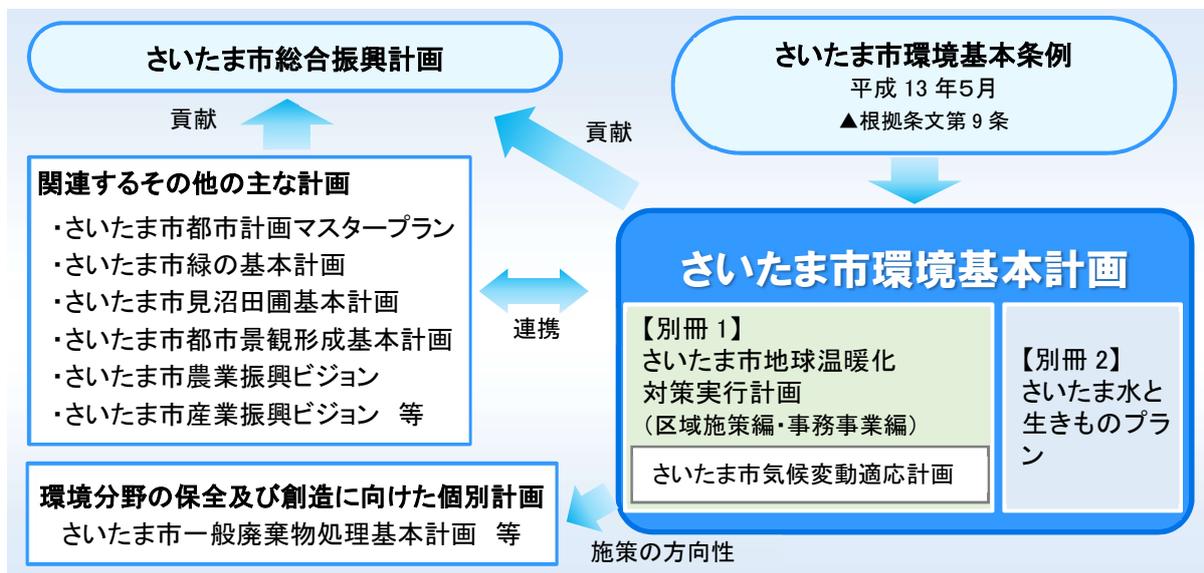


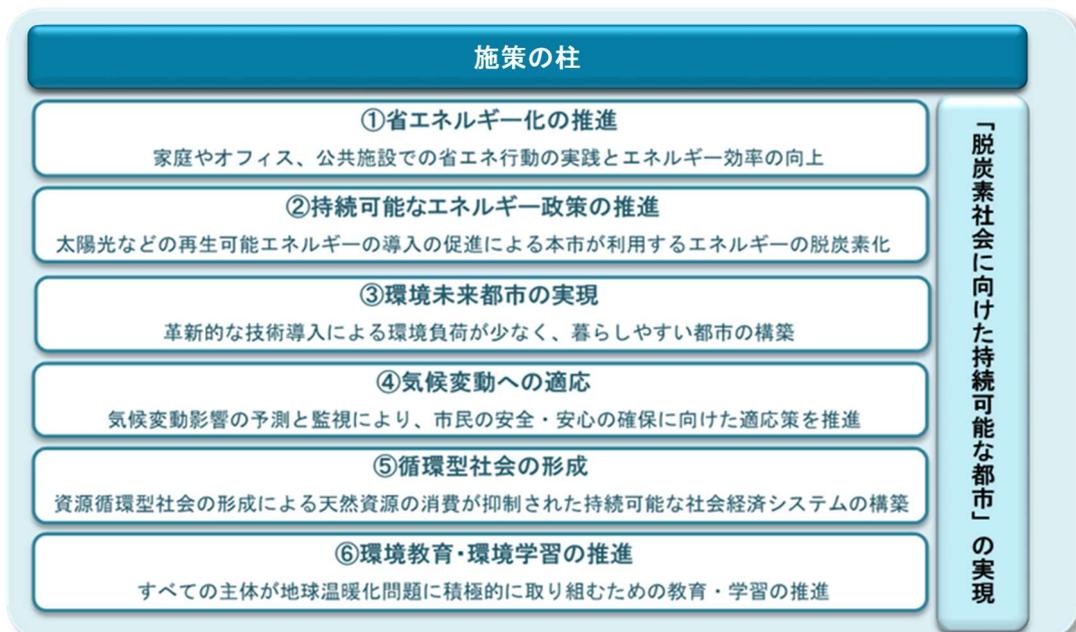
# さいたま市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編・事務事業編) について

「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条第3項に基づく計画であり、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるための施策を定めるものです。令和3年の計画改定にあたり、「さいたま市気候変動適応計画」を内包するとともに、市役所が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減のための措置等の方向性についても示す「さいたま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を内包しています。また、第2次計画に掲げる5つの基本目標のひとつ「地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現する」の実現に向けた施策の部門別計画に該当しています。そのため、さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）における施策や指標は、第2次計画と共有し、一体的に推進しています。

## 〔計画の位置づけ〕



## 〔計画の将来像と施策の柱〕



## [施策体系と環境基本計画との対応]

さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）における施策は、以下のとおり第2次計画と対応しており、環境白書においては関連する施策の方向に☀マークを付けています。

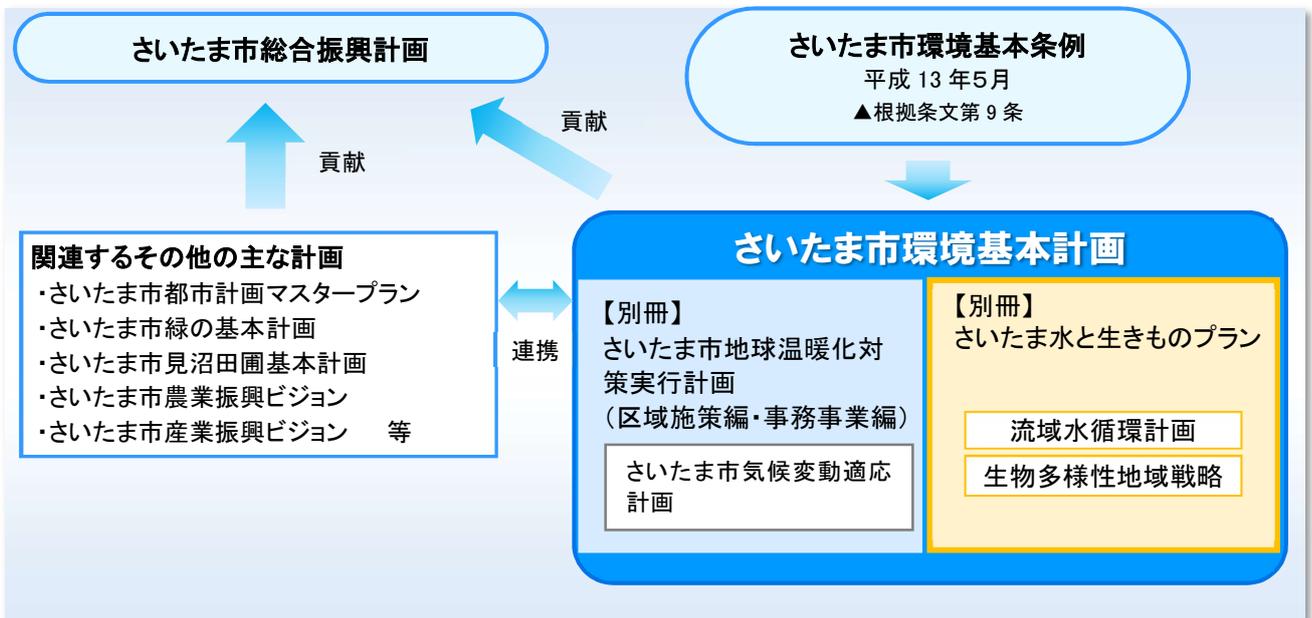
| 施策の柱                 | 施策の方向                        | 施策  | 環境基本計画との対応                       |
|----------------------|------------------------------|---|----------------------------------|
| 1<br>省エネルギー化の推進      | 1-1<br>エネルギー行動の促進            | (1) 脱炭素型ライフスタイルの推進 <b>【重点施策3】</b><br>(2) 地球温暖化対策に関する啓発・連携・協働 <b>【重点施策3】</b>   | 1-1-1                            |
|                      | 1-2<br>家庭や事業所の省エネルギー化の促進     | (1) 家庭への省エネルギー設備・機器の普及促進<br>(2) 事業所への省エネルギー設備・機器の普及促進   | 1-1-2                            |
|                      | 1-3<br>市役所における省エネルギー化の推進     | (1) 市役所業務における省エネルギーの取組推進<br>(2) 公共施設の省エネルギー化の推進   | 1-1-3                            |
| 2<br>持続可能なエネルギー政策の推進 | 2-1<br>再生可能エネルギー等の利用拡大       | (1) 市民による再生可能エネルギー利用促進 <b>【重点施策1】</b><br>(2) 事業者による再生可能エネルギー利用促進 <b>【重点施策1】</b><br>(3) 市役所における再生可能エネルギー等の利用の推進 <b>【重点施策1】</b><br>(4) 水素エネルギーの活用 | 1-2-1                            |
|                      | 2-2<br>自立・分散型エネルギーシステムの構築    | (1) エネルギーの地産地消の推進 <b>【重点施策1】</b> <b>【重点施策3】</b><br>(2) エネルギーセキュリティ確保の促進 <b>【重点施策1】</b>  | 1-2-2                            |
| 3<br>環境未来都市の実現       | 3-1<br>エネルギー効率の良いまちづくりの推進    | (1) エネルギー効率の良い建築物の普及促進 <b>【重点施策2】</b><br>(2) 地区や街区におけるエネルギーの効率的利用 <b>【重点施策2】</b>  | 1-3-1                            |
|                      | 3-2<br>環境負荷の少ない交通体系の構築と利用の促進 | (1) 歩行者・自転車利用環境の維持・向上 <b>【重点施策2】</b><br>(2) 公共交通利用環境の維持・向上 <b>【重点施策2】</b><br>(3) 自動車利用の抑制と効率化<br>(4) 次世代自動車の普及促進                                | 1-3-2                            |
|                      | 3-3<br>先進的な技術・サービスの推進        | (1) イノベーションによる先進的なまちづくりの推進 <b>【重点施策2】</b><br>(2) エネルギー関連ビジネスの促進 <b>【重点施策2】</b>  | 1-3-3                            |
| 4<br>循環型社会の形成        | 4-1<br>3Rの推進による廃棄物の減量        | (1) ごみの発生抑制・再利用(リデュース・リユース)の推進<br>(2) 資源回収及び再生利用(リサイクル)の推進<br>(3) 3Rの意識啓発 <b>【重点施策3】</b><br>(4) 産業廃棄物の3Rの推進                                     | 2-1-1<br>2-1-2<br>2-1-3<br>2-1-4 |
|                      | 4-2<br>廃棄物の循環利用と適正処理の推進      | (1) 廃棄物の循環利用の推進 <b>【重点施策1】</b><br>(2) 計画的な施設の整備・更新  | 2-2-2<br>2-2-3                   |
| 5<br>環境教育・環境学習の推進    | 5-1<br>環境教育・環境保全活動等の推進       | (1) 環境教育の推進   | 5-1-1                            |
|                      |                              | (2) 環境学習の推進 <b>【重点施策3】</b>  | 5-1-2                            |
|                      |                              | (3) 環境活動の促進 <b>【重点施策1】</b> <b>【重点施策3】</b>   | 5-2                              |

# さいたま水と生きものプランについて

さいたま水と生きものプランは、国が令和2年6月に策定した「水循環基本計画」に基づく「流域水循環計画」の1つに該当する「さいたま市水環境プラン」を継承するとともに、生物多様性基本法第13条に規定する「生物多様性地域戦略」に相当するものです。

また、第2次計画に記載された内容のうち、水環境及び生物多様性に係る施策を再編し、生物多様性の保全と健全な水循環の確保及び良好な水環境の保全に係る取組を一体的に推進するものです。そのため、さいたま水と生きものプランにおける施策や指標は、第2次計画と共有し、一体的に推進しています。

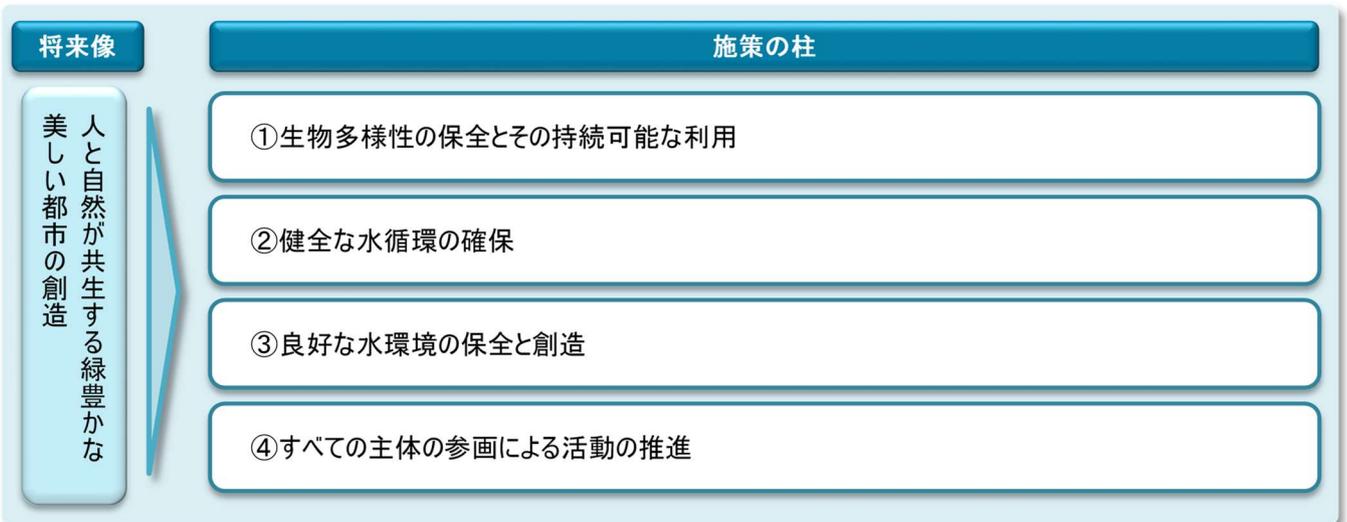
## [計画の位置づけ]



4  
基本  
目  
標  
別  
の  
進  
捗  
評  
価

別  
冊  
計  
画

## [計画の将来像と施策の柱]



## [施策体系と環境基本計画との対応]

さいたま水と生きものプランにおける施策は、以下のとおり第2次計画と対応しており、環境白書においては関連する施策の方向に  マークを付けています。

| 施策の柱                    | 施策の方向                | 施策   | 環境基本計画との対応   |   |
|-------------------------|----------------------|--|--|---|
| 1<br>生物多様性の保全とその持続可能な利用 | 1-1 重要拠点の保全          | ① 生物多様性の現状把握<br>② 見沼田圃等の拠点となる地域の保全   | 3-1-1  |   |
|                         | 1-2 エコロジカル・ネットワークの形成 | ① 里やま等の保全と再生<br>② 公園等における生物多様性の保全  | 3-1-2  |   |
|                         |                      | ③ 農地の保全<br>④ 身近な緑づくり<br>⑤ エコロジカル・ネットワークの形成   | 3-2-1<br>3-2-2<br>3-1-2  |   |
|                         |                      | ① 外来生物、有害鳥獣等に関する適切な対応の推進   | 3-1-3  |   |
|                         | 1-3 外来生物対策           | ① 気候変動への適応   | 1-4  |   |
|                         | 1-4 地球温暖化対策          | ① 生物多様性の理解の促進<br>② 生物多様性の保全に向けた協働  | 3-1-4  |   |
| 2<br>健全な水循環の確保          | 2-1 地下水の涵養           | ① 水循環の健全化<br>② 緑の保全と育成<br>③ 持続可能な農地の利用<br>④ 水資源の有効利用の促進  | 3-3-1  |   |
|                         |                      | 2-2 湧水の維持と復活   | ① 定期的な河川流量や地下水揚水量等の調査<br>② 湧水の維持と復活                            | 3-3-2   |
|                         |                      | 2-3 自然災害による被害の防止   | ① ハザードマップ等防災対策の推進<br>② 氾濫危険個所の確認と避難所の整備                        | 1-4-2   |
| 3<br>良好な水環境の保全と創造       | 3-1 水質の保全            | ① 水質の改善に係る事業・施設整備の推進<br>② 土壌・地下水汚染対策の推進<br>③ 定期的な水質調査・監視の充実<br>④ 水質に係る調査研究、広域連携等の推進<br>⑤ 水環境・水資源(公共下水道の整備・適切な維持管理) | 4-2-1<br>4-2-2<br>4-2-3<br>4-2-4<br>4-2-1                      |   |
|                         |                      | 3-2 水辺の整備  | ① 自然的な水辺の保全<br>② 水辺の整備、創出                                      | 3-3-3   |
|                         |                      | 3-3 水質保全に向けた理解と協働  | ① 水環境に係わる歴史文化の継承<br>② 水に関する教育と学習機会の確保<br>③ 水と緑の保全活動の促進         | 3-3-4   |
|                         |                      | 4-1 環境教育・環境学習の推進   | ① 学校における環境教育の支援<br>② 学校における環境活動の促進<br>③ 環境学習の支援<br>④ 環境学習情報の発信 | 5-1   |
|                         |                      |  | 4-2 環境保全活動の促進  | ① 環境活動の普及啓発<br>② 市民・団体等の活動への支援<br>③ 事業者の環境配慮の促進<br>④ 連携・協働の推進 |